

平成 29 年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を立て、公正かつ適確に行うとともに、改善を必要とする事業者に対してはきめ細やかな指導を実施する。
なお、巡回指導実施計画数は、下表のとおりとする。
2. 白バス行為の防止を図る啓発活動を行う。
3. 関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
4. 旅客から寄せられる苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行う。
5. 業務の委託に関する内容（適正化事業規程第 23 条）
 - ① 委託の相手先
長崎県・熊本県・大分県・宮崎県の各県バス協会、（独）自動車事故対策機構
 - ② 委託する業務の内容・範囲
（一社）九州貸切バス適正化センターが実施する、貸切バス事業者に対する巡回指導業務の一部
 - ③ 委託する期間
委託の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

巡回指導実施計画表

月	実施 営業所数	実施地区等
8 月	2 カ所	福岡(1)、佐賀(1)
9 月	10 カ所	福岡(5)、佐賀(1)、長崎(2)、鹿児島(2)
10 月	10 カ所	福岡(6)、熊本(2)、鹿児島(2)
11 月	10 カ所	福岡(5)、佐賀(1)、大分(2)、鹿児島(2)
12 月	8 カ所	福岡(4)、宮崎(2)、鹿児島(2)
1 月	6 カ所	福岡(4)、鹿児島(2)
2 月	6 カ所	福岡(3)、佐賀(1)、鹿児島(2)
3 月	4 カ所	福岡(1)、佐賀(1)、鹿児島(2)
計	56 カ所	

参考

※管内事業者の営業所数（平成 29 年 7 月 1 日現在） … 631 営業所

※委託を除いた巡回指導対象営業所数（平成 29 年 7 月 1 日現在） … 428 営業所